

障第1175号
平成29年12月21日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害者グループホーム等における防火安全対策について

このことについては、通知や集団指導等において既に周知しているところですが、平成25年の消防法施行令等の改正により、グループホーム等における消防用設備の設置基準の見直しが行われ、延べ面積275㎡未満で重度の障害者が多く入居するグループホーム等においては、原則として、スプリンクラーの設置が義務づけられること等とされました。(別添1)

上記の設置基準の見直しの概要は、厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料(平成28年3月8日・抜粋)11(3)「グループホームの防火安全対策について」(別添2)により確認してください。

なお、見直し後の基準は、既存施設については平成30年4月から(新規施設については平成27年4月から)適用されるため、対象の法人におかれましては、消火設備の設置状況について点検を行うとともに、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じていただきますようお願いいたします。

また、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室から「消防用設備等に係る執務資料の送付について(情報提供)」(平成29年11月29日事務連絡)(別添3)の提供がありました。グループホーム等におけるスプリンクラー設備に関する内容が記載されていますので、確認いただきますようお願いいたします。

所属	健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	山田	担当	小林
電話	058-272-1111 内2616		
FAX	058-278-2643		